

令和8年度
安心安全な防災まちづくりプロジェクト
キャンピングトレーラー導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月
境町政策統括部地方創生課

目 次

1	業務委託事業者の募集について	1
2	スケジュール及び提出方法等	1
3	参加資格	2
4	参加申請及び申請に係る質問の受付及び回答	3
5	書類審査	4
6	参加辞退	4
7	最終審査会	5
8	委託業者の選定	5
9	失格事項	5
10	その他留意事項	6
11	問い合わせ先等	6

**令和8年度 安心安全な防災まちづくりプロジェクト
キャンピングトレーラー導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領**

1 業務委託事業者の募集について

「令和8年度 安心安全な防災まちづくりプロジェクト キャンピングトレーラー導入業務」を委託するにあたり、同業務の委託業者を選定するため、次のとおり「令和8年度 安心安全な防災まちづくりプロジェクト キャンピングトレーラー導入業務委託 公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)」を実施する。

(1) 業務委託の名称

令和8年度 安心安全な防災まちづくりプロジェクト キャンピングトレーラー導入業務

(2) 業務の内容

「令和8年度 安心安全な防災まちづくりプロジェクト キャンピングトレーラー導入業務仕様書」に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の企画提案内容に応じて変更することができる。

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月 26 日まで

(4) 予算の概要(提案上限金額)

22,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 スケジュール及び提出方法等

スケジュール及び4に掲げる募集関係書類の提出方法等は以下のとおりとする。

なお、提示したスケジュールは予定であり、変更する場合がある。その場合は、事前に連絡を行うこととする。

期限等(期限内必着)	項 目	提出方法等
令和8年7月8日(水)	募集開始 審査会参加申請に係る 質問受付開始	書式は HP より取得すること。 質問は電子メールのみにて対応し、随時 回答する
令和8年7月 10 日(金)	審査会参加申請に係る 質問提出期限	
令和8年7月 15 日(水)	募集関係書類提出期限、 審査会参加申請に係る	持参

	質問回答期限	
令和8年7月 16 日(木)	書類審査、最終審査会 参加資格結果通知	電話連絡による通知 質問は電子メールにて回答
令和8年7月 17 日(金)	辞退届提出期限	持参
令和8年7月 21 日(火)	最終審査会(ヒアリング及 びプレゼンテーション)	会場 境町役場
令和8年7月 22 日(水) 以降	本プロポーザル審査結果 通知	郵送等による通知

3 参加資格

- (1) 最終審査に参加できる者は、ア〜クに掲げるいずれの要件も満たすものとし、ケの要件に当てはまらない者とする。

ア 本事業の趣旨を理解し、滞りなく遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有する者

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者

ウ 民事再生法(平成 22 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者

エ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者

カ 本町に対し、物品提供や施設運営等の実績がある者。

キ 公告日において茨城県内に事業所を有し、納入物品の故障発生時に、1時間以内(平日日勤帯のみ)に常時従業員等が滞在し現地確認ができる拠点及び体制を有する者。

ク 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団でない者又は構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下でない者

ケ その他町長が適当でないと認めた者

- (2) 上記参加資格を満たす事業者が複数集まって共同する、共同事業体(以下「JV」という。)での応募も可とする。

4 参加申請及び申請に係る質問の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、所定の日時まで、次に掲げる募集関係書類を提出すること。

No.	書類名等
①	プロポーザル参加申請書(様式第1号) ※JVにより申請する場合は、JVとして受託する意思を明確にした覚書(契約当事者となる幹事社及び構成員の記名押印した書面であること。)を併せて作成し、提出すること(様式任意)。
②	会社概要(様式第2号)
③	業務実績(様式第3号)
④	業務実施体制(様式第4号ー1、様式第4号ー2) ※JVにより申請する場合は、幹事者を明確にすること。
⑤	事業計画書(様式任意。ただし事業計画書(様式第5号)を表紙とすること。)
⑥	最終審査会参加者届出書(様式第6号) ※JVにより申請する場合は、参加者を1社とみなし、出席者は実施体制に関する業務責任者、若しくは担当者を含めて3名以内とする。また、出席者の中には幹事者の担当者を含めること。
⑦	見積書(任意様式) ※本業務に必要な一切の経費を計上すること。
⑧	直近3年度分の決算書類 (事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類)
⑨	履歴事項全部証明書 (3か月以内に取得したもの)
⑩	定款、規約又はこれらに準ずる書類
⑪	印鑑登録証明書 (3か月以内に取得したもの)
⑫	直近1年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可)) (3か月以内に取得したもの)

⑬	直近1年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）及び固定資産税・都市計画税の納税証明書（3か月以内に取得したもの）
---	--

※JV により申請する場合は、②、③、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬を構成員ごとに作成・取得すること。

※事業計画書の作成及び提出に当たっては、別添仕様書を踏まえるとともに、実現性が低いにもかかわらず提案することがないようにすること。計画の内容が明らかに達成できないことが確認できた場合には、事業者選定の決定を取り消す場合がある。それに伴い申請者が損害を被った場合であっても、町は一切責任を負わず、賠償もしないものとする。

(2) 提出部数

- ・紙媒体(①～⑬について) 正本1部
 - ＊紙ファイル等に綴り提出すること。
 - ＊各種証明書類は原本をファイルに綴ること。
- ・申請書データ(①～⑬について) 1部
 - ＊正本全てをスキャンし CD-R に保存し提出のこと。
 - ＊データは全て PDF 形式とする。

(3) 提出方法 持参(提出期限内必着)

(4) 提出場所 境町役場3階 政策統括部地方創生課

(5) 申請に係る質問の受付及び回答(スケジュールは2参照)

質問書(様式第7号)を電子メールで下記メールアドレス宛に提出すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

E-Mail kikakukeiei@town.ibaraki-sakai.lg.jp

5 書類審査

4(1)にて示した書類のうち①～④につき、「令和8年度 安心安全な防災まちづくりプロジェクト キャンピングトレーラー導入業務委託業者選定審査会(以下「審査会」という。)」の審査基準に基づき審査し、3者程度を選定する。選定結果は、参加したすべての事業者に通知する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。

6 参加辞退

- (1) 募集関係書類を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

- (2) 提出方法 持参(提出期限内必着)
- (3) 提出場所 4(4)に同じ。

7 最終審査会

次によりヒアリング及びプレゼンテーションを実施する。

- (1) 最終審査会予定場所

境町役場内にて実施予定(詳細は書類審査結果通知時に併せて連絡する)。

- (2) 出席者

4(1)⑥にて届出の者に限る。

- (3) 持ち時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内の計 30 分以内とする。

- (4) プレゼンテーションの内容

提出した事業計画書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加は認めない。

ただし、Microsoft Power Point 等の使用のため編集することは可とする。なお、プレゼンテーションは紙面でも、ビジュアル機材・パソコン等でも構わないが、ビジュアル機材・パソコン等を使用する場合は説明者側で用意するものとする。(プロジェクター及びスクリーンは当町で用意する。)

8 委託業者の選定

事業計画書及びヒアリング時の説明・質疑応答の内容を審査会の審査基準に基づき審査し、書類審査と最終審査の合計点数が最も高い者を本事業の委託業者に選定する。

選定結果は、最終審査会に参加申請した全ての者に通知するとともに、境町ホームページ上で公表する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。

審査基準については、以下のとおりとする。

○書類審査の審査基準(計 50 点)

- ・企業の実務実績(20 点)
- ・予定技術者等の資格要件および実務実績(20 点)
- ・地域精通度(10 点)

○最終審査の審査基準(計 100 点)

- ・事業効果(30 点)
- ・自立性(30 点)
- ・ヒアリング:フィーリング, 意欲(10 点)
- ・管理運営体制など(30 点)

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 審査委員又は事務局職員等関係者に本プロポーザルに対する助言を求めた場合
- (2) 3に掲げる参加資格の要件を満たしていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 実施要領に違反した場合
- (5) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (6) その他、審査会が不適格と認めた場合

10 その他留意事項

- (1) 事業計画書の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。また、天災その他やむを得ない理由により所定の日時に最終審査会が行えない場合における損害についても全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものと し、提出書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに提出された書類等は非公開とする。
- (4) 事業計画書等の受付後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) 本プロポーザルにて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

11 問い合わせ先等

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391 番地1
境町役場 政策統括部 地方創生課（役場3階）
電話 0280-81-1309 FAX 0280-86-7521
E-Mail kikakukeiei@town.ibaraki-sakai.lg.jp